

4-1. 土地利用の方針

方針① 長洲駅南側の農地からの土地利用転換

- JR長洲駅南側一帯に広がる農地は、計画的な市街化進展を誘導するため、都市基盤の整備を進めます。また、買い物などの日常の利便に供する商業の立地や居住空間の質の向上により、本町の「顔」となる魅力的な市街地の形成を図ります。
- 中心拠点としての土地利用を適切に規制・誘導するため、用途地域などの地域地区の指定に向けて積極的に取り組みます。また、必要に応じて特別用途地区や優良田園住宅制度の活用を図ります。

方針② 市街地形成の適正な誘導

- JR長洲駅南側から長洲町役場を中心とした地域は、中心拠点として商業・業務・行政・文化などの高次都市機能の充実により、計画的な都市空間形成を推進し、魅力的な都市機能の集積を図ります。
- JR長洲駅北側や腹赤小学校区、六栄小学校周辺は、地域の持つ特性や中学校の統合を見据え、周辺環境との調和に配慮しつつ、安全に安心して暮らせる良好な住宅地の形成を図ります。
- 有明海沿岸の既成市街地は、狭あい道路の改善やオープンスペースの確保などにより、質が高くゆとりのある住宅地の環境維持・向上を図ります。

方針③ 優良農地の保全

- 内陸部に広がる優良な農地は、貴重な農業生産基盤であり、安定した農業生産を維持するため、農地の基盤整備や保全により、農業振興と集落地の生活環境の向上に配慮した土地利用を推進します。また、都市機能の増進を図るべき地域においては、無秩序な市街地の拡大の抑制や良好な自然環境の保全を基本としつつ、優良な農地等との調和に十分配慮したうえで計画的な土地利用を推進します。

方針④ 工業地への集約・誘導

- 沿岸部の工業地は、操業環境の向上と産業の高度化を目指し、産業にイノベーションをもたらす投資を誘導することにより、先端技術を有する製造業等の集積を図ります。また、交通基盤の整備による立地優位性を活かし、半導体産業などの新たな産業機能の立地を促進します。

方針⑤ 長洲港周辺の魅力ある環境整備

- 海の玄関口である長洲港は、業務や観光における海上交通の拠点として長洲港周辺の環境整備や港湾施設の機能向上などにより、土地利用の質的向上を図ります。






方針⑥ 国道501号沿道の都市的土地利用促進

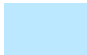
- 国道501号沿道は、産業の発展や地域の活性化に向けて、魅力的な都市機能や沿道型商業サービスの立地誘導により、適正な沿道環境の創出と秩序ある沿道型土地利用の促進を図ります。




方針⑦ 空き家・空き地の有効活用

- 適切な管理が行われないうまま放置されている空き家、空き地については、長洲町空家等対策計画に基づき、空き家の除去・利活用を進め、住環境の向上を図ります。

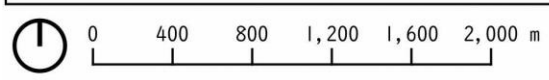
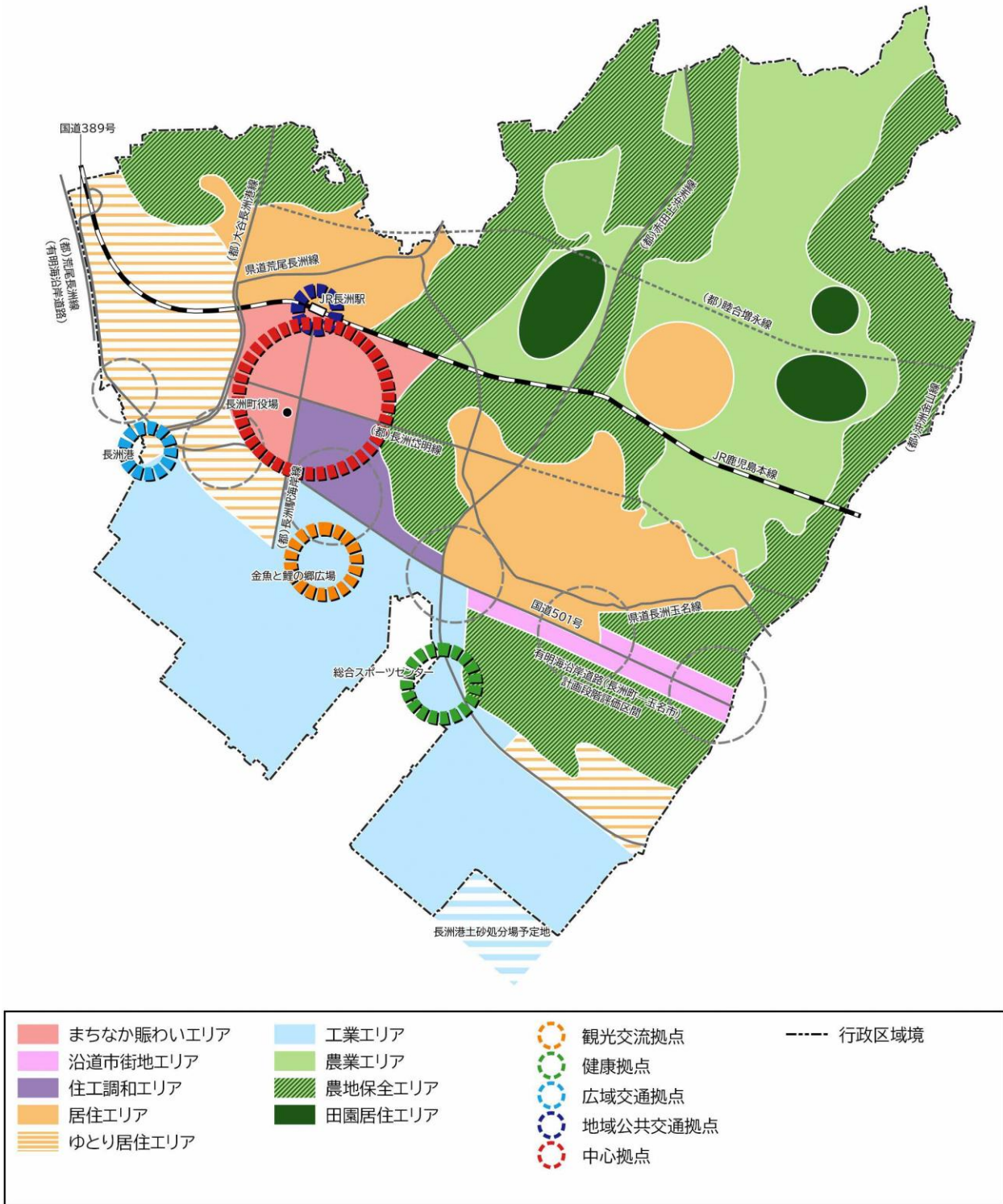
【ゾーン区分】

市街地ゾーン		
	まちなか賑わいエリア	JR 長洲駅、長洲町役場周辺を魅力的な都市機能や利便性の高い居住環境の向上を図る「まちなか賑わいエリア」とします。
	沿道市街地エリア	国道 501 号沿道を交通利便性を活かした施設や地域の生活利便性に資する沿道型土地利用の促進を図る「沿道市街地エリア」とします。
	住工調和エリア	工業エリアに隣接する国道 501 号沿道を産業用地の確保に努める「住工調和エリア」とします。
	居住エリア	災害リスクが低く、一定の人口集積が見られる地域を「居住エリア」とします。
	ゆとり居住エリア	有明海沿岸の既成市街地を災害リスク等に配慮するため、生活道路の整備等による居住環境の改善やオープンスペースの確保により、ゆとりある住環境の形成を図る「ゆとり居住エリア」とします。

工業ゾーン		
	工業エリア	造船業、金属加工業を中心とした有明海に面する工業地帯を産業の活性化や雇用基盤の確保により、工業機能等の立地環境の維持・拡充を図る「工業エリア」とします。

農業ゾーン		
	農業エリア	用途地域外の農地は貴重な農業生産基盤であることから、保全を図る「農業エリア」とします。
	農地保全エリア	農用地区域は優良な農地として保全を図る「農地保全エリア」とします。
	田園居住エリア	田園環境、自然環境と調和した既存集落を生活環境の維持・拡充を図る「田園居住エリア」とします。

【 土地利用方針図 】



4-2. 道路・交通体系の方針

方針① 都市計画道路の整備

- 有明海沿岸道路（荒尾長洲線）は地域の発展を支援し、さらには生活の利便性向上にも寄与する道路であり、その早期整備や更なる延伸に向けて関係機関と連携し、国などに引き続き積極的に要望を行い、早期整備を推進します。
- 都市計画道路赤田上沖洲線は、名石浜工業団地から荒尾市を結ぶ道路で、南関インターチェンジまでの交通アクセスが非常に便利になり、産業の発展や地域の活性化などが期待されるため、早期整備を推進します。

都市計画道路長洲岱明線は、都市計画道路赤田上沖洲線と接続することで、中心拠点からの交通ネットワークの強化が図られるとともに、都市活動や生活環境の向上が期待されるため、早期整備を推進します。

方針② 歩行者が安心して歩ける歩行環境整備

- 通学路交通安全プログラムに基づくカラー舗装や歩道の設置等により、誰もが安心して歩ける環境整備を推進します。
- カーブミラーや路面標識、区画線等については、定期的な点検による対策箇所の見直し、交通安全施設の新設・更新を推進します。

方針③ 長洲駅を中心とした公共交通体系の構築

- 町民の移動手段として利用されている予約型乗合タクシー「きんぎょタクシー」の運行維持を図るとともに、地域公共交通に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、「長洲町地域公共交通計画」を策定し、JR長洲駅を中心とした公共交通体系の構築を図ります。

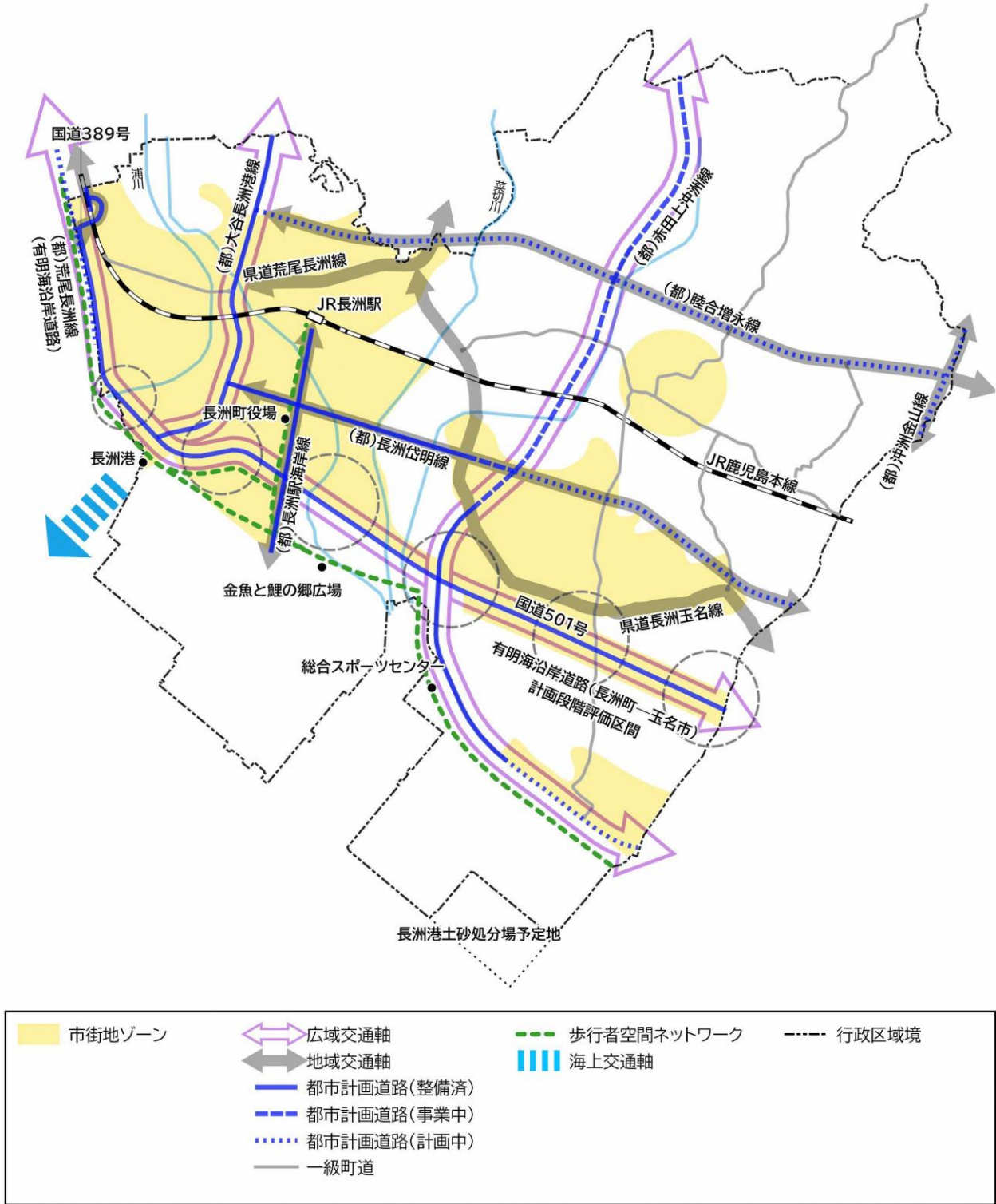
方針④ 狭あい道路の改善

- 歩行者と車両が安心して通行でき、消防車や救急車等の緊急車両が侵入できる環境とするため、狭あい道路の解消に向けた取り組みを推進します。

方針⑤ 長洲駅、長洲港の乗り換え・待合環境の向上

- JR長洲駅の安全・安心な利用に向け、JR九州などの関係機関との協議を行い、駅のバリアフリー化や公共交通結節点としての機能強化を促進します。
- 長洲港は、海の玄関口として機能向上を図るとともに、JR長洲駅との連絡強化を推進します。

【 道路・交通体系方針図 】



4-3. 公園・緑地の方針

方針① 公園・緑地の適正な維持管理

- 公園・緑地は、都市のオープンスペースとして都市防災、都市環境の維持・改善、都市景観形成、健康・レクリエーション等種々の機能を持つもので、この機能を担保し、憩いの場として安心して利用できるよう公園長寿命化計画に基づき、施設の適正な維持管理を行います。

方針② 金魚と鯉の郷広場、総合スポーツセンターの機能充実

- 金魚と鯉の郷広場は、集客力の向上を目指し、アクセス交通基盤や施設内の機能充実を図ります。
- 総合スポーツセンターは、日常的なスポーツや健康づくりの場として多くの町民が積極的に利用しており、今後も町民のスポーツ活動推進に向け、利用環境の向上、維持修繕・更新を図ります。

4-4. その他施設の方針

方針① 公共下水道施設や合併処理浄化槽の適正な維持管理と計画的な更新

- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道を基本としながら、市街地の形成状況等の地域特性に応じて合併処理浄化槽の設置など効率的な生活排水処理施設の整備を推進します。

方針② 上水道の適正な維持管理と計画的な更新

- 町内の水道事業が昭和34年12月に給水を開始してから、60年以上が経過し、水道管の老朽化が見られるため、適正な維持管理と計画的な更新を図ります。

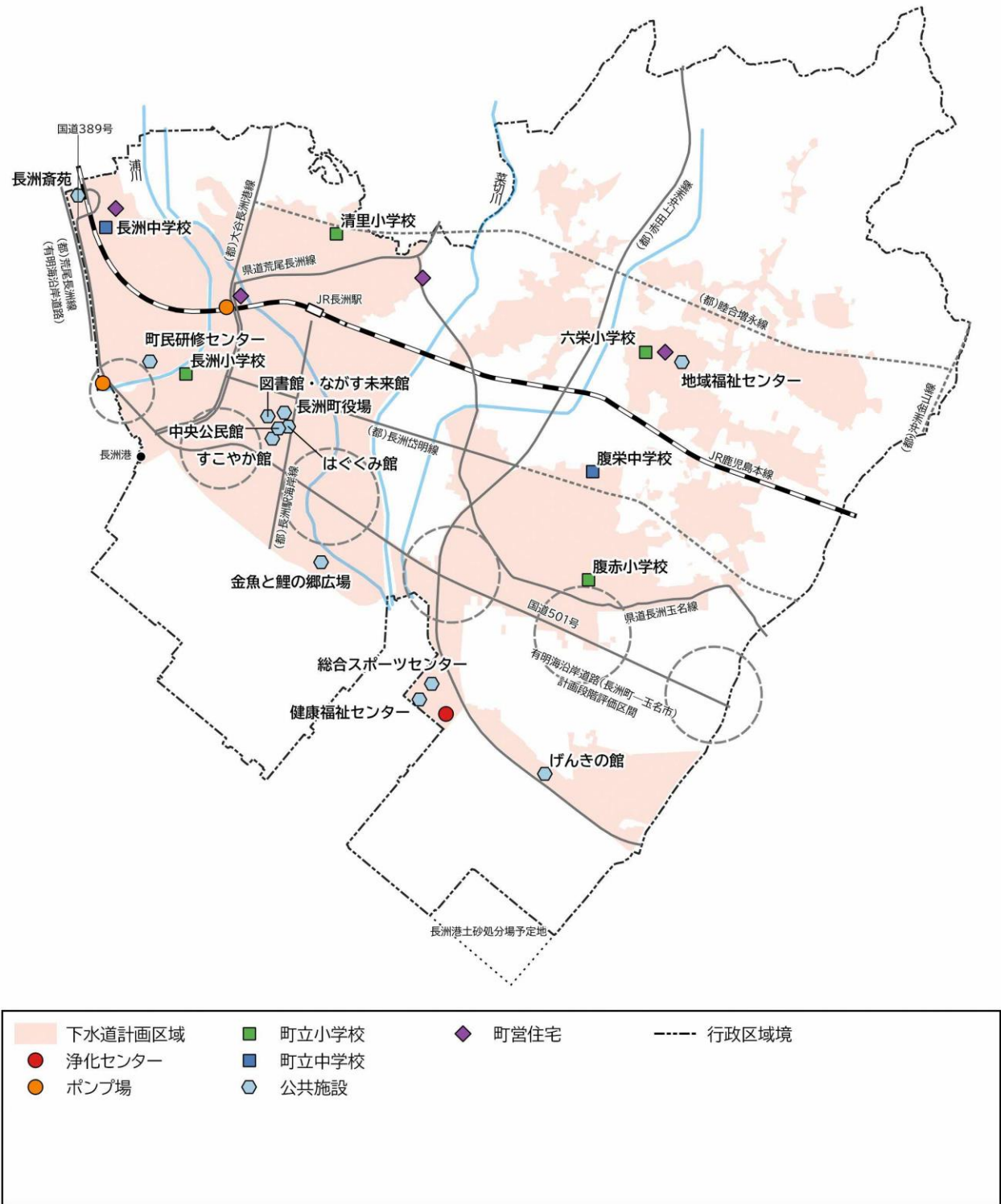
方針③ 町営住宅の適正な維持管理

- 町営住宅長寿命化計画に基づき、安全で快適な住宅の確保に向け、既存町営住宅の改修や建替えを行います。また、地域優良賃貸住宅「レインボーみやの」の適正な維持管理により、子育て世帯を中心とした快適な住まい環境の提供を図ります。

方針④ 公共施設の集約化、複合化による跡地利用の適正な誘導

- 公共施設個別施設計画に基づく公共施設の効率的な改修と維持管理を実施するとともに、施設の利用状況や維持管理コストの推移に注視した公共施設の集約化、複合化を推進します。
- 長洲中学校と腹栄中学校の統合に伴い、旧長洲中学校については、町の活性化に資する跡地活用を図ります。

【 その他施設方針図 】



4-5. 防災・防犯の方針

方針① 防災組織の充実

- 地域や各種団体などとの協働・連携による防災訓練の実施や防災士などを活用した地域防災訓練、防災教育の実施により、地域防災力の向上を図ります。

方針② 防災対策、災害ハザード情報の周知

- 災害リスクの軽減を図るため、河川・水路やため池、排水機場の整備・改修を行います。また、浸水被害を緊急かつ効果的に軽減するために内水対策を実施します。
- 防災マップを活用した災害リスクや危険箇所の周知、防災知識の普及啓発を行い、町民の防災意識の向上に努めます。

方針③ 避難所、避難経路の確保

- 避難所となる施設において、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど要配慮者の利用を考慮した施設整備を図ります。
- 塩屋アンダーパスや浸水履歴のある箇所の把握、危険ブロック塀の除去等により、避難経路の確保を図ります。

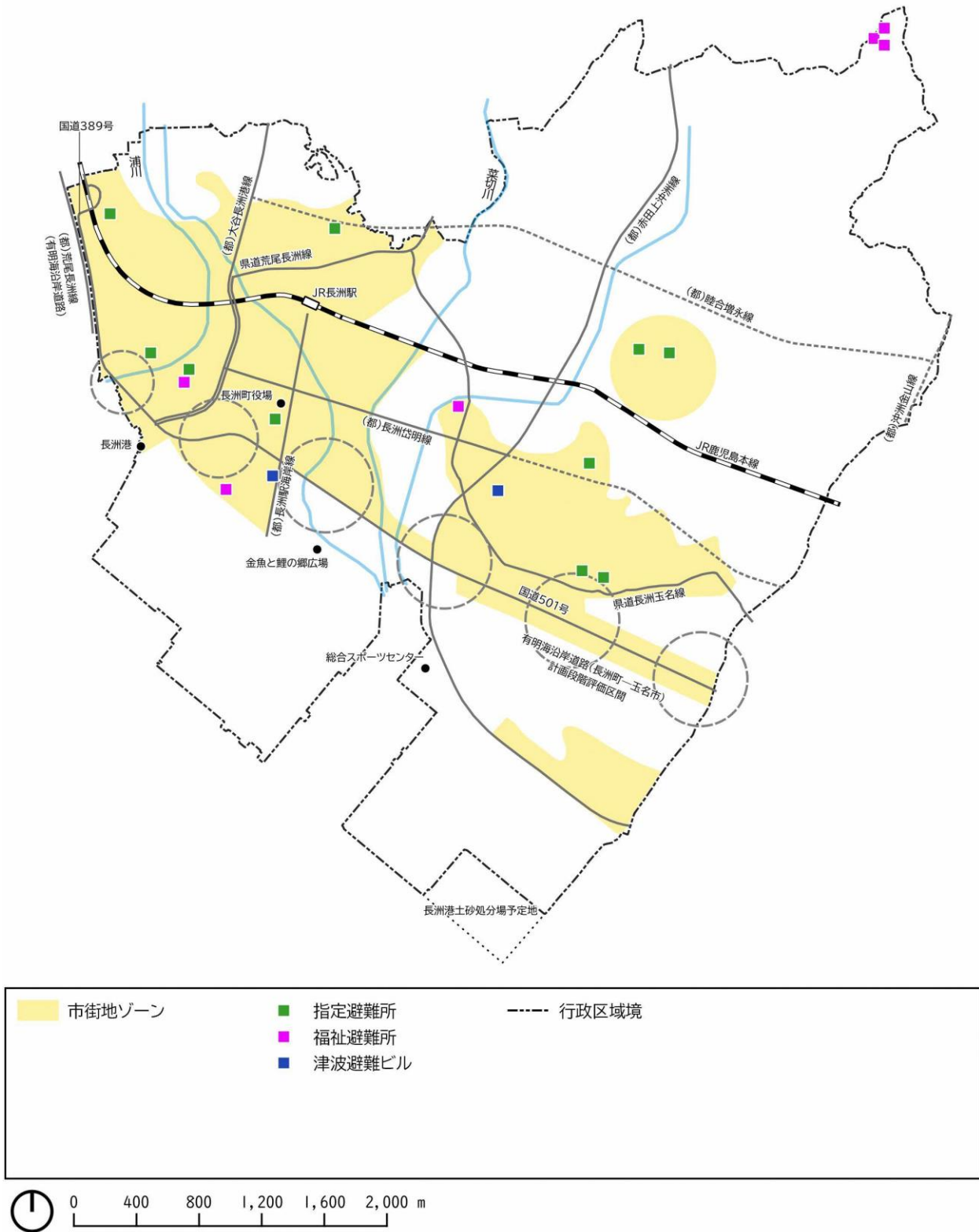
方針④ 市街地の不燃化、耐震化等の促進

- 老朽住宅等の建替えに際しては、不燃組立住宅等防火建築物の建設を促進します。
- 戸建て木造住宅の耐震診断や耐震改修工事等に係る財政的支援により、建物の耐震化を促進します。

方針⑤ 防犯に配慮した施設の整備や維持管理の推進

- 防犯灯、防犯カメラの設置促進および既設機器の維持管理を図ります。
- 青色回転灯パトロールカーを活用した地域ボランティア団体などによる防犯パトロールの実施により、見守り体制の強化を図ります。

【 防災・防犯方針図 】



4-6. 都市環境・景観の方針

方針① 都市づくりにおける環境負荷の低減

- 都市機能を集約することで、移動によるエネルギー消費を低減し、環境負荷の少ない効率的な都市構造の構築を図ります。また、安全で利用しやすい歩行空間や自転車利用環境の整備を進めるとともに、公共交通の利便性の確保を図ります。
- 公共施設の敷地や建物、街路、工業地や住宅地などの緑化により、環境負荷の低減を図ります。
- ごみの資源化や再利用を推進するとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用など有効利用できるシステムの構築を図ります。

方針② 町の象徴となる景観の保全

- グライアスクレーンは、町のランドマークとしてシンボルとなっており、海辺環境と工場の集積を活かした魅力的な産業景観の創出と保全を図ります。
- 有明海に広がる干潟や北東部に点在する山林、町内を流れる河川や河川流域に広がる田園空間は動植物の生息域となる豊かな自然環境や良好な景観を有する地区として保全を図ります。

